

4 八幡緑地環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 八幡神社周辺一帯（大洋村）
- (2) 指 定 昭和54年3月31日（茨城県告示第455号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、大洋村の海岸より飯島部落の北部に接続して農地に囲まれた平坦なところに位置している。

スダジイ、タブノキなどの常緑広葉樹が多く生育して自然の状態がよく維持されている自然林である。その林内には、スダジイ、ヒサカキなどの幼木も多く暖帶性の特色をよく表わして良好な自然環境を形成している。

このため、本地域は茨城県自然環境保全条例第10条第1項第1号に規定する「樹林地が集落地と一体となって良好な自然環境を形成している土地の区域」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

スダジイの大木を高木層とし、自然林の林相を示している。亜高木層もスダジイが生育して、その中にタブノキ、ケヤキ、スギ、ヒノキ、アカガシなどの植物が豊富に混生し、自然の状態がよく保たれて見事な常緑樹林が形成されている。

イ 野生動物

農地の中にある常緑林であるため、鳥類ではハシブトガラス、ムクドリ、カケス、オナガ、イスカなど、チョウ類ではアオスジアゲハ、クロアゲハ、カラスアゲハなどのアゲハチョウが生息している。

(3) 自然環境の保全に関する基本的な事項

スダジイ、タブノキ、アカガシなどの暖地性常緑広葉樹を中心に、そこに生存する動植物を維持するため自然環境の保全を図る。

このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

(4) 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病害虫防除施設、給餌施設、養殖施設等を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

本地域の区域は、次のとおりとする。

単位：ヘクタール

名 称	位 置 及 び 区 域	面 積	土 地 の 所 有 别 面 積	概 要
八幡緑地 環境保全 地域	鹿島郡大洋村大字飯島の一部 (別図のとおり)	1.50	民有地 1.50	

総括表

単位：ヘクタール

区 分	内 訳			計
	國有地	公有地	民有地	
土 地 所 有 别				
土 地 所 有 别 面 積	0	0	1.50	1.50

(面積は図上測定による概算値)

八幡緑地環境保全地域位置図

S = $\frac{1}{50000}$



八幡緑地環境保全地域区域図

S = $\frac{1}{5000}$

